

○大田区地域福祉計画推進会議設置要綱

平成12年12月15日

保福管発第481号

改正 平成14年 6 月17日

平成15年 4 月23日

平成19年 7 月 6 日19保福計発第11029号

平成21年 3 月17日20保福計発第14223号

平成25年 3 月 7 日24福福発第11970号

平成26年 3 月10日25福福発第12046号

令和 7 年 3 月10日 6 福福発第13633号

令和 7 年 7 月22日 7 福福発第11188号

(設置)

第1条 大田区における地域福祉の基本的な考え方を区民と協働して検討するとともに、大田区地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進をめざし大田区地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定に当たり必要な事項に関すること。
- (2) 計画の推進状況に関すること。
- (3) 計画に対する提言に関すること。
- (4) 計画の見直しに関すること。
- (5) その他福祉施策に関すること。

(委員の構成及び委嘱)

第3条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 保健医療
- (3) 福祉
- (4) 地域

2 前項第4号に規定する委員のうち2人は、原則として公募委員とする。

3 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、再任を妨げない。ただし、辞職した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、会務を統括する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 推進会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長又は部会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、委員会に係した者は秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成14年6月17日より施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月23日より施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月6日より施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

付 則 (令和7年3月10日 6 福福発第13633号)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に委員である者の任期の末日は、改正後の第4条の規定に関わらず、令和7年3月31日とする。

付 則 (令和7年7月22日 7 福福発第11188号)

この要綱は、決定の日から施行する。